

第 八 十 九 号 議 案

江 戸 川 区 体 育 施 設 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

右 の 議 案 を 提 出 す る 。

平 成 二 十 六 年 十 一 月 二 十 七 日

提 出 者

江 戸 川 区 長

多

田

正

見

江戸川区体育施設条例の一部を改正する条例

江戸川区体育施設条例（昭和三十一年六月江戸川区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「付帯設備」の下に「及び備付器具」を加える。
別表一江戸川区立松江テニスコートの項の次に次のように加える。

江戸川区立西葛西テニスコート

同 西葛西八丁目一七番一号

付 則

（施行期日）

1 この条例は、江戸川区規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の別表一に規定する江戸川区立西葛西テニスコートの利用申請その他利用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

(説明)

江戸川区立総合レクリエーション公園に新たに整備する葛西防災公園内に、江戸川区立西葛西テニスコートを体育施設として設置する必要があるもので、本案を提出いたします。